第二十二条の三第一項中「この条」を「この項」に、「第二十二条の六まで」を「この項及び第二十二条の六第二項各号」に改め、同条第二項中「第百十八条の二十五の二第一項」を「第百十八条の二十五の三第一項」に、「第二十二条の六まで」を「この条及び第二十二条の六第二項各号」に改め、同条第三項中「に規定する施設建築物の一部を取得する権利（都市再開発法第百十条第一項を「の施設建築物の一部を取得する権利（都市再開発法第百十条第一項又は第百十条の二第一項に、「）又は」を「第一号において同じ。）若しくは」に改め、「）に」の下に「おいて、」を加え、「同条第二項」を「法第三十三条の三第二項」に改め、同項第一号中「取得する権利」を「施設建築物の一部を取得する権利」に改め、「第百十条第一項」の下に「又は第百十条の二第一項」を加え、「。以下第二十二条の六までにおいて「変換取得資産」という」を削り、同条第四項第一号中「第百四条第一項」の下に「（同法第百十条の二第六項又は第百十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を、「変換取得資産」の下に「（法第三十三条の三第三項の施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（都市再開発法第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権をいう。第二十二条の六第二項第二号において同じ。）」を加え、同項第二号中「第百十八条の二十五の二第三項」を「第百十八条の二十五の三第三項」に改め、同条第五項中「第三十三条の三第四項に規定する」を「第三十三条の三第四項の」に、「第二百五十五条又は第二百五十七条」を「第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項」に、「）に」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「場合に」の下に「おいて、」を加え、「同項の防災旧資産」を「同条第四項に規定する防災旧資産（以下この項及び第七項において「防災旧資産」という。）」に、「当該取得する権利」を「当該防災施設建築物の一部を取得する権利」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「場合に」の下に「おいて、」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「同条第四項に規定する」を削り、「第二百四十八条第一項」の下に「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第四十三条又は第四十五条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「（法第三十三条の三第五項に規定する」を「（法第三十三条の三第五項の」に改め、「地上権の共有持分」の下に「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第三十三条の三第五項に規定する政令で定める規定は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第四十三条又は第四十五条の規定とする。

第二十二条の六第二項第一号中「収用交換等」を「法第三十三条の四第一項に規定する収用交換等」に改め、同項第二号中「あわせて」を「併せて」に改め、「第百四条第一項」の下に「（同法第百十条の二第六項又は第百十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「第百十八条の二十五の二第三項」を「第百十八条の二十五の三第三項」に改め、「第二百四十八条第一項」の下に「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第四十三条又は第四十五条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、同条第三項中「掲げる」を「定める」に改める。

第二十三条中「第三十五条第一項」を「第三十五条第二項第一号」に改め、同条に次の九項を加える。

3　法第三十五条第三項第一号に規定する被相続人居住用家屋の政令で定める部分は、同号に規定する被相続人居住用家屋の譲渡の対価の額に、同条第四項の相続の開始の直前における同項に規定する被相続人居住用家屋の床面積のうちに当該相続の開始の直前における同項に規定する被相続人の居住の用に供されていた部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額に相当する部分とする。

4　法第三十五条第三項各号に規定する被相続人居住用家屋の敷地等の政令で定める部分は、当該各号に規定する被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡の対価の額に、同条第四項の相続の開始の直前における同項に規定する被相続人居住用家屋の敷地等の面積（土地にあつては当該土地の面積をいい、土地の上に存する権利にあつては当該土地の面積をいう。以下この項において同じ。）のうちに当該相続の開始の直前における同条第四項に規定する被相続人の居住の用に供されていた部分の面積の占める割合を乗じて計算した金額に相当する部分とする。

5　法第三十五条第三項第一号ロに規定する地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

6　法第三十五条第四項に規定する政令で定める家屋は、同項の相続の開始の直前において同項に規定する被相続人の居住の用に供されていた同項各号に掲げる要件を満たす家屋であつて、当該被相続人が主としてその居住の用に供していたと認められる一の建築物に限るものとする。

7　法第三十五条第四項に規定する政令で定める土地は、同項の相続の開始の直前において前項に規定する家屋の敷地の用に供されていたと認められるものとする。この場合において、当該相続の開始の直前において当該土地が用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地であつた場合には、当該土地のうち、当該土地の面積に次に掲げる床面積の合計のうちに第一号に掲げる床面積の占める割合を乗じて計算した面積に係る土地の部分に限るものとする。

一　当該相続の開始の直前における当該土地にあつた前項に規定する家屋の床面積

二　当該相続の開始の直前における当該土地にあつた前項に規定する家屋以外の建築物の床面積

8　前二項の規定は、法第三十五条第五項に規定する政令で定める家屋及び同項に規定する政令で定める土地について準用する。

9　法第三十五条第五項に規定する政令で定める譲渡は、第二十四条の二第八項各号に掲げる譲渡とする。

10　法第三十五条第五項に規定する居住用家屋取得相続人が、同項に規定する適用前譲渡又は同条第六項に規定する適用後譲渡をした場合において、当該適用前譲渡又は適用後譲渡が贈与（著しく低い価額の対価による譲渡として財務省令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）によるものである場合における同条第五項及び第六項の規定の適用については、当該贈与の時における価額に相当する金額をもつてこれらの規定に規定する適用前譲渡及び適用後譲渡に係る対価の額とする。

11　国土交通大臣は、第五項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第二十五条第十七項中「、工場等」を「、工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置で事業の用に供するもの（以下この項において「工場等」という。）」に、「とし、同項」を「とし、同条第三項」に改め、同条第十八項第一号及び第二十項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

第二十五条の四第八項第一号及び第二十五条の六第五項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

第二十五条の八第十五項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第百二十七条第一項及び第二項、第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)の項中「、第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)」を削り、同表に次のように加える。